

専門的証拠のための 訴訟手続き： 科学の専門知を 法廷でどう扱うか？

科学技術や医療など、専門的知見を活用する手法として知られる「コンカレント・エヴィデンス」。
オーストラリア・ニューサウスウェルズ(NSW)州土地環境裁判所長官のプレストン判事に
最新情報を講演頂き、日本での課題や可能性を議論します。

通訳：幡新大実（大阪女学院大学 国際・英語学部）

講演	オーストラリアNSW土地環境裁判所長官 ブライアン・プレストン	コメント	平野 哲郎 本堂 毅 米村 滋人	立命館大学大学院法務研究科 東北大学大学院理学研究科 東京大学大学院法学政治学研究科
----	------------------------------------	------	------------------------	--

司会 渡辺 千原(立命館大学法学部)

9.22 金

14:00~17:00

立命館大学朱雀キャンパス 2階202教室
京都市中京区西ノ京朱雀町1(JR・地下鉄 二条駅徒歩2分)

参加費：無料

事前申込優先。
当日申し込みも可(先着順)。

シンポジウム概要・申込：<http://incertitude.jp>

問い合わせ先：立命館大学法学部 渡辺千原 seminar@incertitude.jp

主催：科学研究補助金・基盤研究(A)「科学技術の不確実性と法的規制」

共催：立命館大学大学院法務研究科

科学研究補助金・基盤研究(A)「科学をめぐる専門的判断の不定性に関する実証的研究」

科学研究補助金・基盤研究(C)「医療訴訟における専門的知見活用策の比較法的研究」

後援：大阪弁護士会